

伊豆市監査委員 告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年12月12日

伊豆市監査委員 渡邊 光
伊豆市監査委員 杉山 誠



記

1. 監査の期日 令和元年10月4日(金)

2. 監査の対象 総合政策部 総合戦略課、秘書室
議会事務局

3. 監査の方法

提出を求めた監査資料等に基づき、各担当課(室)の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を行った。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、関係法令等に準拠して執行されており、おおむね適正に処理されているものと認めた。

5. 監査の概要、意見

対象部課(室)の監査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

総合政策部

(1) 総合戦略課

- ① 総合戦略KPIの評価は、伊豆市まち・ひと・しごと創世総合戦略による具体的取り組みを目標値として執行管理している。平成30年度の成果目標実績は、「1.産業力の強化と伊豆市ブランドの確立」で11指標中3つの目標値を達成しているが、7つの指標(年間観光交流客数、年間外国人宿泊客数、年間スポーツ交流人口、オリンピック事前合宿の誘致件数、市内新規就農者数、催事出店者数、企業誘致件数及び従業者数、空き店舗解消数)でまだ目標値80パーセントに達していない。「2.笑顔あふれる子育てタウンの創生」では、9指標中5つの目標値を達成しているが、4つの指標(子育て支援サービスの満足度、保育園の休日保育、19時までの延長保育、ワンストップ窓口を通じた移住

件数、婚姻件数) でまだ目標値に達していない。「3. コンパクトタウン&ネットワークの推進」では、12 指標中 5 つの目標値を達成しているが、7 つの指標(歩行者空間整備箇所数、地域振興拠点の整備、いきいきパス利用者数、バス停及びバス待ちスペースの整備、女性消防団員数、空き家活用による定住件数、市が管理する公共施設の延床面積) でまだ目標値に達していない。平成 28 年度から令和元年度までの 5 年間の計画で人口減少に特化した計画であり、計画の最終年度で全 32 指標中 17 の目標値の達成予定である。達成見込みから、「2. 笑顔あふれる子育てタウンの創生」の達成見込みが高く、子育て政策は充実しているが、「1. 産業力の強化と伊豆市ブランドの確立」の達成見込みは低い。伊豆市は大きな企業の誘致は難しいが、創業者支援補助制度の活用実績にあるように、地道・緻密な活動を重ね、拙速な結果を求めず、短・中・長期と分けて結果を出す事を見据え、計画した一つ一つの施策を継続して活動することで、更なる飛躍ができることを期待します。そして総合産業である観光業の稼ぐ力を引き出し、産業における統一されたブランド化を確立し、全市一丸となって、伊豆市の目標である「伊豆市に住む人を増やす」という、人口減少阻止対策に当たっていただきたい。

- ② 若者・女性・ひとり親の移住定住促進事業では、昨年度からひとり親等移住定住促進事業に取り組み、基本目標に「オール伊豆で、いきいきとひとり親が活躍できるまちづくり」とし、3 つの環境整備方針「ひとり親を応援する人材・体制をつくります」「ひとり親が安心して暮らすことができる環境を整えます」「ひとり親の自立につながる新たな働き方を提案します」を掲げ、これらの方針の下に施策事業を実施している。ひとり親対象に都内で 7 月に移住相談会を実施し、9 名の参加があった。10 月にも予定している。その他、市内での説明会やイベント等も開催している。市の基幹産業の宿泊業の人材不足に対して、10 月に就業・移住体験ツアーを計画している。ひとり親のニーズに合わせ、受入れ側の事業者の体制整備、市の体制整備(夜間保育など)及び全市民による暖かい歓迎体制等、ハード・ソフト両面での支援体制整備を図っていくことが重要となる。各種事業の PR を多種多様な方法で行う発信力・アナウンス力を身に付けて、ひとり親移住定住促進事業の効果が上がることを期待します。
- ③ 地域づくり協議会の設置状況は、湯ヶ島地区、西豆地区、土肥・小土肥地区、八岳地区、熊坂小学区、月ヶ瀬学区、大東地区の 7 学区の協議会が活動している。ほとんどの協議会で防犯灯の LED 化事業を実施している。その他の事業としては、遊歩道整備、地域交流イベントの開催、避難路・避難地整備、景観整備、ふるさと納税の推進、居場所づくり、サイクリング整備、集会施設のトイレ改修、生活・歴史の継承事業等特色ある事業を行っている。今後は、各地区の実状にあった適正な事業展開と政策効果を重視した予算執行を期待します。また「地域づくり協議会」という組織の存在・あり方が充分周知しているとは言い難く、その活動内容が、自主性を尊重した地域限定の活動費であることを市民に対して定期的に広報紙やチラシ等で PR し、協議会間の情報を共有させて、未設置学区へのアプローチを図り、協議会設立を促すよう希望します。

- ④ バス路線維持事業では、東海バスと伊豆箱根鉄道バスへの補助金の執行状況を確認した。通学、通勤等に必要な17路線について57,040千円の補助金で路線を保持している。高齢者割引乗車証購入助成事業補助金（いきいきバス）は、申請件数206件、補助金執行額2,041千円と同時期の前年件数で17件、220千円の増。高校生通学補助金は、申請件数401件、補助金執行額5,891千円で、同時期の前年件数で9件の減、244千円の増となった。交通ネットワーク調査検証業務委託（予約型タクシー）による地域内交通の実証実験運行は天城地区で既に終了し、中伊豆地区の大東地区と八岳地区で実施している。バス停等の待合環境整備事業補助金は、本年度9月まで申請が出ていない。
- ⑤ 公民連携（PPP）では、昨年度の検討を踏まえ「市営住宅の管理運営」における民間活力導入のメリット・デメリット、業務の範囲の設定等の整理を進めるために、民間委託や指定管理制度を導入している市町とその業者のヒアリングを実施している。
- 「萬城の滝キャンプ場の管理運営」については、来年度、指定管理者制度の実施予定であり、今年度は事業者へのヒアリング、サウンディングを実施していくとのこと。指定管理者制度は導入から数年経ち、その課題等が見えてきている処である。身の丈に合った企業が手を挙げてくれることを期待すると共に、担当課が指示・手助けをすることも重要になってくると考えます。また公共施設の管理等を進めるうえで、新庁舎や美術館等の建設などへの活用に欠かせない手法となるが、伊豆市の規模でも公民連携で自走体制が構築できるよう期待します。なお、今後は公共施設の管理手法となることが予想されるが、市民に適宜わかりやすい説明の場を設けるよう願います。

(2) 秘書室

- ① 広報事業では、広報誌「広報伊豆」、市ホームページ、SNS（Facebook、Twitter、LINE、Instagram）、FMIS（コミュニティFM）、定例記者会見等を行っている。広報誌の作成は㈱FMISに一部委託し、広報戦略会議で市民にとってわかり易く効果的な情報発信を協議し、広報企画アドバイザーによる広報調整会議で掲載内容の詳細やデザインについて協議し「広報伊豆」を仕上げている。また、SNSの広報媒体も一部を㈱FMISに委託している。Facebookの登録者数では年度当初742人から3月末現在951人と増加。Instagramの写真更新は、㈱FMISの判断で情報発信しており、現在1,037人とフォロワー数も上昇している。

また広報伊豆について、市政女性モニターへのアンケートを2回実施し、掲載内容やページ構成の見直しを行った。今後市民にどのくらい読まれているのか、知りたい情報は何か等の検証のため市民アンケートを実施する予定とのこと。市民の8割以上が知っているFMISに市民が期待することは、防災情報、地域情報、イベント情報であり、緊急的、日常的な情報源として重要視されている。防災、防犯等に関する緊急放送が、市民に迅速に届く手段となるよう期待します。

ホームページについては、全国レベルで発信できる貴重なツールであり、あらゆる手

段を講じて充実させていくことを希望します。

- ② 広聴事業の状況では、市長との地区懇談会を旧小学校区の13区分に分け行い、地区懇談会への参加が少ない子育て世代や女性については、市長との意見交換会を計画している。メールによる問合せや意見・提案も年々増加傾向であり、日々対応に追われている状況であるとのこと。昨年度から伊豆市市政女性モニターを設置、22人のモニター登録があった。今後女性目線から伊豆市行政へ参加していただき、新たな政策の基盤となることを期待したい。
- ③ 自治会活動事業（区長会と要望等の処理）の状況については、年3回、旧町単位で区長会を開催している。今年度から開催方法の見直しを行っており、行政からの説明事項は、第1回と第2回に分け詳細に説明するようにし、市長との意見交換ができるよう工夫している。今後も区長会の柔軟な対応と地区配布物の削減の取り組み等で、行政とのつなぎ役としての区長会組織の改善と支援をお願いしたい。また地区要望は、翌年度への事業化を要望する案件と緊急を要する案件の2種類があり、各自治会で5件と限定して受けているとのこと。要望に添えないものが多いため、区からの不満の声も多い。同じ要望内容であっても市内の優先度から実施できる地区とできない地区が生じるため、対応できない地区への対応として、その優先度の理由を公表する等理解を得られるよう努力していただきたい。

(3) 議会事務局

政務活動費は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として会派(所属しない議員は議員)に対し1人当たり月額15,000円を支給している。伊豆市議会では、平成28年に地方自治法に基づく政務活動費の条例を制定し、3会派と会派に所属しない議員の申請により交付を受け、その収支報告と関係する領収書、調査研究費、研修費等の報告書等を添付し、議長に提出することとなっている。その使途の透明性を確保するため、それらの書類は市のホームページに掲載し、市民が閲覧できるようにしている。政務活動費の基本的な考え方は、①調査研究の目的が市政と関連があること。②支出に必要性・合理性があること。③支出について書類等が整備されていること。④会派としての了承があること。の4点で、調査研究等報告書は、調査の結果が有効に活かせる内容を調査項目ごとしっかり報告すべきであり、調査項目に応じた報告内容になっていないものが見受けられた。報告書は、本市及び市民への有益性を考慮した成果・所感として報告願いたい。また、観光地への調査については、目的を明確にし、議員個人の観光見物と誤解されぬよう注意すると共に、政務活動費に対する市民の厳しい目があることを認識し、住民監査請求・住民訴訟が提起され、会派(議員)の責任が問われることのないように、伊豆市にとっての有効性と問題点が明確となる具体的な政策提案に資する報告内容にしていきたい。

今後、各会派(議員)で行った調査研究については、市政に活かす事ができるような成

果を残し、議員間で知識、情報を共有できる場をつくり、議員自身の識見を高める為の有効なる活用を希望します。

